

# 70歳までの就業確保措置 導入支援セミナー

令和3年4月施行の改正高年齢者雇用安定法では、70歳までの就業機会の確保が努力義務となっております。

このセミナーでは、就業確保措置の導入に向けた、改正高年齢者雇用安定法の解説、就業規則の整備、他企業の取組状況の紹介等を行います。

高年齢者に戦力となってもらい、いきいきと働いていただくための職場環境づくりのヒントにしていきたいと思っております。

**日時** 令和6年9月11日（水） 13:30～15:00

**会場** 朱鷺会館 中ホール  
出雲市西新町2丁目2456-4

**対象者** 事業主、人事のご担当者

**定員** 30名（先着順）

※申込方法は、「※裏面」をご覧ください。

## 1. 講演（13:35～15:00）



### 「高年齢社員の働き方を見据えた 70歳までの就業確保のすすめ」

佐藤社会保険労務士事務所  
特定社会保険労務士・70歳雇用推進プランナー  
佐藤 良一 氏

## 2. 個別相談（15:00～15:30）

佐藤 良一 氏

※個別相談については、時間の都合上、「先着順」に3社までとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。（1社10分）

# 70歳までの就業確保措置導入支援セミナー 参加申込方法

■参加ご希望の方は、メールにてお申し込みください。

【メール送付先】 Koutankan35@mhlw.go.jp



- 【記載事項】
- 貴社名
  - 所在地
  - ご連絡先電話番号
  - 参加者の役職又は所属
  - 参加者のご芳名（ふりがな）
  - 個別相談の希望の有・無

※なお、個別相談については、時間の都合上、**「先着順」に3社まで**とさせていただきますので、ご希望に添えない場合もありますことを、あらかじめご了承ください。

【申込締切日】 令和6年9月4日（水）

※メールでの参加申し込みが困難な場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

※セミナー当日のマスク着用は、参加者のご判断でお願いします。

※セミナー申込によりいただいた個人情報については、本セミナー実施のためだけに利用させていただきます。

利用目的の範囲内で適切に扱うものとし、法令で定められた場合を除き、第三者には提供いたしません。

お問い合わせ先

島根労働局職業安定部職業対策課 アラキ 【担当：荒木】  
電話：0852-20-7020